

議案第 102 号

栗山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

栗山町税条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号及び第 4 号の改正規定を削る。

第 36 条の 2 第 9 項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））」を加える。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。））」を加える。

第 89 条第 2 項第 2 号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同法第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。））」を加える。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 149 条第 1 号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。））」を加える。

附則第 1 条第 2 号中「第 2 条第 3 号及び第 4 号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。